省　令

○法務省令第九号

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条第二号イ⑵及び同号ロ⑶の規定に基づき、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令

（弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部改正）

第一条　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を「又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）」に改める。

第二条　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条中第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から同項第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第六号中「第六号」を「第五号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項第四号を削り、同項第五号中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同号を同項第九号とする。

（弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第五十四号）を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（次項において「新規則」という。）第三条第一項第二号又は同項第三号」を「弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第九号）第二条による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（次項において「新規則」という。）第三条第一項第一号又は同項第二号」に改める。

附則第三項中「新規則第三条第三項第五号の審判官又は同項第六号の委員」を「新規則第三条第三項第四号の審判官又は同項第五号の委員」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号。以下「独占禁止法一部改正法」という。）の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号。以下「整備法」という。）の施行の日から適用する。

2　整備法第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）において準用する独占禁止法一部改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に定める公正取引委員会の審判手続（整備法附則第六条第三項ただし書及び同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）は、弁護士法第五条第二号イ⑵及び同号ロ⑶の法務省令で定める手続とみなす。

3　前項に規定する審判手続における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ⑶の法務省令で定める者とみなす。

（独占禁止法一部改正法の施行に伴う経過措置）

4　第二条による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第三条第一項第一号に規定する審判手続（独占禁止法一部改正法附則第二条から第四条まで、第十九条及び第二十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）は、弁護士法第五条第二号イ⑵及び同号ロ⑶の法務省令で定める手続とみなす。

5　前項に規定する審判手続における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ⑶の法務省令で定める者とみなす。

○財務省令第十一号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条ノ二の規定に基づき、分離適格振替国債の指定等に関する省令及び政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

分離適格振替国債の指定等に関する省令及び政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

（分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部改正）

第一条　分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

（政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部改正）

第二条　政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六条及び第九条並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第二項の規定に基づき、と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（と畜場法施行規則の一部改正）

第一条　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号及び第七条第一項第五号ヘ中「舌及び頬肉」を「舌、頬肉及び皮」に改める。

別表第一中「牛の頭部（舌、頬肉」を「牛の頭部（舌、頬肉、皮」に改め、「）の頭部（舌、頬肉」を「）の頭部（舌、頬肉」に改める。

（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「頬肉」を「頬肉、皮」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、第七条第一項の改正規定のうち同項第一号ロ⑵に係る部分中「舌及び頬肉」を「舌、頬肉及び皮」に改める。